

## 平成18年度大島地区小中一貫教育研究協議会実施要項

1 目的 大島地区小中一貫教育推進校長等による学校運営等の実施状況についての説明や、学校運営評議委員による学校評価等を通して、今後の小中一貫教育の推進に向けた方策の具体化を図る。

2 会場 宗像市立大島小学校・大島中学校（多目的ホール）  
宗像市大島1163-1 TEL 0940-72-2300  
0940-72-2024

### 3 期日及び内容

回	期日	開始時刻	会場	内容
1	7月31日(月)	18:00	大島 小・中	○ 1学期の小中一貫教育に係る学校評価
2	12月 日( ) ※ 未定		大島 小・中	○ 2学期の小中一貫教育に係る学校評価
3	3月 日( ) ※ 未定		大島 小・中	○ 3学期の小中一貫教育に係る学校評価

### 4 大島地区小中一貫教育研究協議会の組織

#### (1) 大島地区学校運営評議委員

	氏名	備考
コミュニティ地区住民	梶原 實	大島地区コミュニティ
学校保護者代表	古賀 達也	大島中学校元PTA
学校保護者代表	遠藤 あゆみ	大島小学校・中学校保護者
学識経験者	小泉 令三	福岡教育大学教授
学識経験者	寺岡 聖豪	福岡教育大学助教授

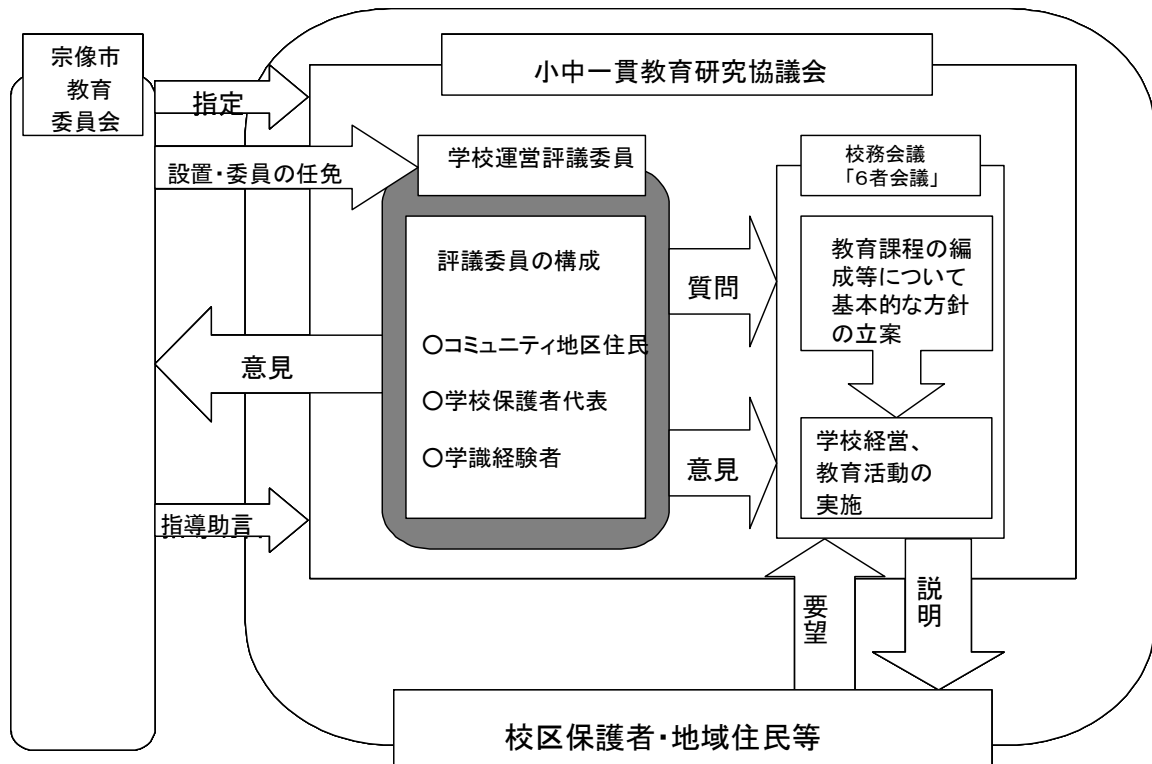
#### (2) 大島地区小中一貫教育推進校の校長・教頭・教務主任・研究主任

学校名	氏名	職名	備考
大島中学校	塩川 重信	校長	
大島小学校	原 典代	校長	
大島中学校	今任 浩二	教頭	
大島小学校	大野 弘隆	教頭	
大島中学校	中村 藤恵	教務主任	
大島小学校	花田 智彦	教務主任	
大島中学校	大田 智哉	研究主任	
大島小学校	藤 芳正俊	研究主任	

5 平成19・20年度の活動予定

平成19年	<p>7月下旬 ○大島地区学校運営評議委員による1学期の小中一貫教育に係る学校評価</p> <p>12月中旬 ○大島地区学校運営評議委員による2学期の小中一貫教育に係る学校評価</p> <p>3月上旬 ○大島地区学校運営評議委員による3学期の小中一貫教育に係る学校評価</p>
平成20年	<p>7月下旬 ○大島地区学校運営評議委員による1学期の小中一貫教育に係る学校評価</p> <p>12月中旬 ○大島地区学校運営評議委員による2学期の小中一貫教育に係る学校評価</p> <p>3月上旬 ○大島地区学校運営評議委員による3年間の小中一貫教育に係る学校評価</p>

【平成18年度 大島地区小中一貫教育研究協議会の組織図】



## 大島地区学校運営評議委員会運営要綱

### (目的)

第1条 この評議委員会は、学校運営に関して宗像市教育委員会（以下「教育委員会」という）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

### (所掌事務)

第2条 各学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、評議委員会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事
- (2) 学校経営計画に関する事
- (3) 基本的な学校経営の変更に伴う施設整備に関する事

### (意見の申し出)

第3条 評議委員会は、学校の運営全般について教育委員会又は校長に対して意見を述べる事が出来る。

### (委員の任命)

第4条 評議委員会の委員は、次の各号に掲げるものの内から教育委員会が任命する。

- (1) 各コミュニティ地区住民
  - (2) 各学校保護者代表
  - (3) 学識経験者
  - (4) その他教育委員会が必要と認めるもの
- 2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、新たな委員を任命するものとする。

### (任期)

第5条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2 第4条第2項により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (守秘義務等)

第6条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いたあとも同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 委員たるに相応しくない行為を行うこと。
  - (2) 委員として地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
  - (3) その他、評議委員会の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

### (報酬等)

第7条 委員の費用弁償は、別に定める。

### (会長及び副会長)

第8条 評議委員会に会長及び副会長をおき、委員の互選により選出する。

- 2 会長が会議を招集し、議事を掌る。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

### **(議 事)**

第9条 評議委員会は、会長が開催日の7日前までに議案を示し招集する。ただし、緊急を要する場合においてはこの限りではない。

- 2 評議委員会は、過半の委員の出席がなければ会議を開くことが出来ない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 会長は、会議録をし、保管しなければならない。

### **(会議の公開)**

第10条 評議委員会の会議は、原則公開とする。

- 2 会議を傍聴しようとするものは、あらかじめ評議委員会の同意を得なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

### **(指導及び助言)**

第11条 教育委員会は、評議委員会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて評議委員会に対して指導助言を行うものとする。

- 2 教育委員会及び校長は、評議委員会が適切な合意形成を行えるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

### **(委員の解任)**

第12条 教育委員会は、本人からの辞任の申し出があつたときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められる時は、委員を解任することが出来る。

- (1) 第6条の義務に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することが出来ないとき。
- (3) その他、解任に相当する自由が認められるとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

- 3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

### **(運営に関する評価と情報提供)**

第13条 評議委員会は、学校運営状況等について毎年度1回以上の評価を行うものとする。

- 2 評議委員会は、保護者、地域住民等に対して、積極的な活動状況を公開するなど情報提供に努めるとともに、保護者、地域住民等の意見を聞く機会を設けるものとする。

### **(委 任)**

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### **(付 則)**

この要綱は、平成18年7月31日より施行する。